

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会議の名称		令和7年度福津市福祉施策策定審議会
開催日時		令和7年10月3日(金)午後2時00分から 午後4時10分まで
開催場所		福津市役所 本館2階 庁議室
委員名		(1) 出席委員 ☒ 青谷 勇 ☒ 占部 幸子 ☒ 谷岡 智子 ☒ 玉来 秀久 ☒ 永田 和子 ☒ 村山 浩一郎 ☒ 山下 亜樹子 (2) 欠席委員 なし
所管課職員職氏名		福祉課長：羽田野 美奈 福祉総務係長：諸石 聡 福祉総務係：山崎 芙美子 福津市社会福祉協議会総務課長：浅井 あかね 福津市社会福祉協議会総務係長：中島 浩 福津市社会福祉協議会地域福祉係：岩永 信輔
会 議	議 題 (内 容)	(1) 第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画の令和6年度の進捗状況について (2) 第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定方針について (3) 策定スケジュールについて (4) 市民意識調査について (5) その他
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	1人
	資料の名称	(1) 第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画の令和6年度の進捗状況について【資料③】 (2) 第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定方針について【資料④】 (3) 策定スケジュールについて【資料⑤】 (4) 市民意識調査について【資料⑥】 (5) その他
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局 （諸石）	【開会】 事務局あいさつ
事務局 （羽田野）	【福祉課長あいさつ】
事務局 （諸石）	【委員紹介・事務局自己紹介】
事務局 （諸石）	【会長・副会長互選】 福津市福祉施策策定審議会規則第4条に、審議会に会長及び副会長を置いて、その選出は互選するとなっております。皆様にご承諾頂ければ、事務局から推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 《異議なし》 会長は、村山委員にお願いしたいと思います。 続きまして、副会長の選出を行わせていただきたいと思います。副会長につきましても、会長同様に事務局から推薦させていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。 《異議なし》 副会長には、青谷委員を推薦させていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。 《異議なし》
村山会長	【会長あいさつ】 小人数で忌憚ない意見を交わせる審議会だと思います。委員の皆様が自由に話せる雰囲気を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。
事務局 （諸石）	「福津市附属機関の会議の公開に関する要綱」第2条第1項で、附属機関の会議は原則として公開すると定められています。また、同要綱第3条第1項には、附属機関の長が公開又は非公開を決定することができると定められています。そこで、本日の審議会を公開するかについて、審議会に諮りたいと思います。審議していただく内容からも特段の支障はないものと思われるので、公開してよろしいでしょうか。 《意義なし》 ありがとうございます。では、今回の審議会には1名傍聴の希望がありますので入室を許可します。 続きまして「福津市附属機関の会議の公開に関する要綱」第8条第1項で、附属機関の会議は、会議録を作成し、広く一般に公開しなければならないことになっています。また、同第9条第2項では、会議録の確認を得ることが必要となっております。議事録署名人については、事務局で指名させていただいておりますが、今回は、玉来委員と谷岡委員に会議録の確認と署名をお願いしたいと思います。 これからの議事の進行につきましては、審議会規則第5条第1項に「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる」と規定されておりますので、会長をお願いいたします。それでは村山会長よろしくお願いいたします。

村山会長	【議題】 本日、5つの議題がございます。まず、第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画の令和6年度の進捗状況についてです。資料③は事務局から事前に送付されており、ご覧いただいていると思いますので、事務局からの説明は省略します。 令和6年度の事業成果や課題、課題に対する改善、改革案について、全体を通して私も読みましたが、毎回丁寧に課題等を表現しており、非常にわかりやすいと思っています。行政や社協の取り組む姿勢というものを私自身とても感じています。ただ、課題も結構ありますので、基本目標を一つずつ分けて確認していきたいと思っています。 まずは基本目標1の中からはじめます。通し番号9番の学校教育課で進めている地域学校協働活動推進員ですが、この地域コーディネーターという方は、住民の方でしょうか。
事務局 (羽田野)	住民です。
村山会長	小学校区に1人でしょうか。中学校区に1人でしょうか。
事務局 (羽田野)	統括地域コーディネーターは中学校区に1人です。
村山会長	全体的な話にはなりますが、進捗1つ1つの項目を各所管課が課題もありつつも進めていることはよく分かりますが、各項目の相互関係がよく分からない、全体像が分かりにくいと感じます。それぞれで地域に参加するきっかけづくりを行っているのですが、何か全く別々に動いているように感じます。 各所管課が推進する単独の項目が進捗評価として上がっていますが、それ自体を議論するのか、それともそれは地域福祉を進めるための一要素なのか、福津市では福祉に限らないまちづくりが様々な形で行われているので、福祉活動をその中に入れ込んでいくにはどうしたらいいのか、少し体制整理をする必要があると思いますが、事務局の考えがあればお願いします。
事務局 (羽田野)	まちづくりの在り方や自治会の在り方に関しては別の協議会や計画で議論がなされます。進捗管理表に示す各取組みについては、福津市にはこういう社会資源がある、各所管課がどのように福祉のことを考えているかを併記していることを委員の方々にお示しすることを想定しています。
村山会長	そうすると、各所管課が進めている取組みは前提条件として、この前提条件を踏まえ、福祉の観点から地域づくりをどうしていくかを考えると全体像がまとまるのかもしれませんが。
玉来委員	私のいる地域の郷づくりでは、中学校も小学校もコーディネーターが多く、とても良い体制であると思っています。毎月、イベント等を企画するような会がありまして、校長や小学校関係者も参加しますが、その中であまり福祉を意識した話が出ることはあまりありません。
村山会長	実際の現場では、そんなに福祉を強く意識するわけではないのでしょう。学校を主体とした活動では結果的に福祉と近いことはありますが、主体となるのは教育分野の話であって、これは福祉でと割り切ることなく各地域の話合いが行われていることになるのでしょう。 施策、政策を議論する際、各地域は各地域で福祉に限らず全てに取り組む必要

	があります。しかし計画になると、各所管課も各地域も絡んできますので、今後どのように議論を進めていくかについて改めて難しさを感じています。
永田委員	通し番号5番について、前回の審議会でも伝えたと思いますが、自治会加入促進チラシについて知らない民生委員・児童委員が今でもいます。私は前年度組長をしまして、このチラシのおかげで新しく3件も加入促進することができました。私から当時民生委員だった方に「こういうチラシがあるはずだから利用するといいよ」とお伝えしました。 通し番号10番の中学生ボランティア活動について、宮司の学生は津屋崎、宮司がとても大好きだそうです。松林清掃やトークフォークダンス、防災訓練、夏祭り、高校生が主体となって高齢者にスマホの使い方を教えてくれる会が月に2回ほどあります。そのような活動をしてくれることがとてもうれしいですし、コーディネーターの力も大きいと感じています。 通し番号16番について、社会福祉協議会が発行している「福津の福祉便利帳」は、各地域の福祉活動が非常に分かりやすく私自身も勉強になります。是非これからも続けてほしいと思います。 通し番号27番について、第1層業務、第2層業務と記載がありますが、この違いについて教えてもらえますか。
社協 (岩永)	第1層業務と第2層業務の違いを説明する前に、生活支援体制整備事業から説明をします。介護保険法上の事業で、地域での支えあい推進を目的としています。地域の中に協議体と称する協議する場をつくり、支えあい活動を推進していくために生活支援コーディネーターを置く必要があります。生活支援コーディネーターを置く中でも階層分けがあり、第1層が市町村単位、第2層が日常生活圏域となっています。 第1層は福津市全域になりますので、協議体には全市から参加希望者が集まって地域の支えあいについて協議を行い、生活支援コーディネーターが取りまとめを行います。第2層は、福津市では郷づくり単位としており、各郷づくりから参加希望者によって協議を行い、生活支援コーディネーターが取りまとめます。 第2層の協議体は、各郷づくりの福祉部会に協議体を持っていただくことで、今年度から生活支援コーディネーターの配置を進めているところです。
村山会長	従来の社会福祉協議会の取組みに新規で始まったというよりは、介護保険法上の関係で、協議体や生活支援コーディネーターなどの新たな用語が出てきたイメージですね。
社協 (岩永)	用語の理解や解説が少し難解なので、こちらあまり地域には用語を出さないようにしているところはあります。
村山会長	基本目標1についてはよろしいでしょうか。次に、基本目標2に入ります。 通し番号42番、43番について、この中で「災害ボランティアセンター設置の経験がないため、協議が必要」との記載がありますが、今年福津市では大きな水害が発生しました。8月9日と災害ボランティアセンターの開設や運営など、数多くの経験を積み重ねてこられたかと思います。これまでに何か課題などはありましたか。
社協 (中島)	災害ボランティアセンターは現在も開所中でありますので、検証並びに総括はまだ行えておりません。閉所後に改めて職員間で課題を出し合おうと思っています。ご報告ではありますが、8月13日に災害ボランティアセンターを開所し、被災者からの依頼は約110件ありました。災害ボランティア約7,1

	00名に加え、技術を持ったNPO法人の協力も得ることができました。被災者の困り事に対し、お役に立ててきていると感じています。
占部委員	通し番号37番あたりで、質問と要望があります。「避難行動要支援者名簿」があって、それを基に個別避難計画を令和6年度には193人に作成したとあります。この「避難行動要支援者名簿」はタイムリーに更新されているのでしょうか。また、個別避難計画はきちんと作ってあるのでしょうか。それと、個別避難計画をつくる方はおそらくご家族であって、当事者は高齢者や障がいがある方などだと思います。この計画について、家族や本人でさえも作られていることを知らないといった声や、登録自体はしたがどのような計画になっているのか、要望は伝わっているのか分からないなどの声をよく聞きますので、福津市の今の具体的な状況や実態を教えてくださいたいです。
事務局 (諸石)	福津市では「支えあい連絡カード」の登録を推進しており、個別避難計画はその様式に内包されています。本登録には個人情報を含みますので、情報提供への同意を得た上で民生委員や社会福祉協議会、消防・警察等に情報提供を行っています。福津市での個別避難計画作成者とは、個人情報の項目の支援者情報を漏れなく記載している登録者としていますので、登録者が災害時にどう避難するかといった具体的なところまでは踏み込んでおりません。現在、「支えあい連絡カード」を個別避難計画として活用できるよう、内容を検討している段階です。
占部委員	193人分の個別避難計画ですが、作成された方は自身が作成されているということをご存じなのですか。
事務局 (諸石)	あくまでも「支えあい連絡カード」に同意をいただいて、支援者情報に記載があれば、個別避難計画として国の基準に当てはめている状況です。
占部委員	避難行動要支援者名簿に掲載ある方はイコール個別避難計画という認識でいいですか。
事務局 (諸石)	193人に関しては、支援者情報が記載されているため個別避難計画作成者としています。
占部委員	例えば、高齢の母親と重度障がいの方と2人暮らしの世帯があるとして、災害発生時、まずどの公民館や避難所に避難するかなど細かい内容を把握しているのではなく、緊急連絡先や支援者情報が載っていて、実際の避難時に使える情報は盛り込まれてないのですね。
事務局 (諸石)	現在、避難先がどこなのか、避難先に行くまでの注意事項等について、様式を変更すべく庁内で協議している段階です。
占部委員	個別避難計画作成者193人は行政側と同様の認識はありますか。
事務局 (諸石)	様式の上部に記載はしています。記載はしているのですが、ご質問にあるように避難場所や避難方法、注意事項について把握ができていないので、現在改正しているところです。国の求める内容に近くなるように改善をしているところです。

村山会長	避難行動要支援者は、要介護3以上、身体障がい者の総合等級1級2級等なのでかなり重度者を対象としています。社会福祉協議会では要配慮者という言葉を使っているので、対象者をもう少し広範囲にとっていると感じました。避難行動要支援者の対象とならないが、いざというとき避難に困るという人も相当数いるのではないのでしょうか。通し番号44番のアクションの欄にも書いてありますが、防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取組みを通じた地域のつながりの重要性について、どのように伝えていけばいいのか、啓発の手法を情報整理しながら取り組んでいただければと思います。 通し番号50番について、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けた中核機関はどちらにつくりましたか。
社協 (浅井)	中核機関は市福祉課の障害福祉担当係、高齢者サービス課の高齢者担当係、社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターで分担し、既存の相談機関が引き続き受けた相談情報を集約していこうとしています。
占部委員	情報共有は、何か月に1度や半年に1度程度ですか？
社協 (浅井)	まだそこまで検討が進んでいません。現在、成年後見に係る困難事例の検討会や、成年後見人の候補者にはどのような人物がふさわしいかなどを協議会で話し合っています。まだ中核機関や成年後見センターという呼び名も出していないので、相談したい方にとっては分かりづらいと感じています。
村山会長	成年後見制度などの権利擁護の体制構築についても、これからの課題です。中核機関を担うにも国からの補助金とかなく単費であるのが現状でしょう。
社協 (浅井)	相談を受けるためには、伴走できるような体制で人を雇用しなくてははいけません。その人件費を出すような予算はないので、結局のところ分担型で担っています。
村山会長	現状から考えれば、成年後見制度が必要な方は増える一方だと思います。市民後見人の養成も含めて権利擁護体制の構築は今後も課題であると感じます。
永田委員	通し番号65番について、虐待の問題は増えていますか。
青谷委員	隠れていて出てきていないのが多いでしょう。民生委員・児童委員でもそういう情報が入りにくく見つからないです。
社協 (浅井)	通し番号65番に関しては、障がい者の虐待防止を基幹相談支援センターで受けていて、虐待防止センターの相談件数を記載しています。令和5年度から障がい者の基幹相談支援センターを社会福祉協議会内に設置してしまして、事業所からの相談などが結構上がってくるようになりました。
村山会長	センターが出来て連絡先がはっきりしたので、相談件数が増えたという面もあるかもしれません。
山下委員	高齢者にも同じことが言えまして、高齢者虐待の研修等を開催していただけて、何かあったらすぐに通報しなければいけない、どこに相談をしなければいけないという、我々も義務としてやらないといけないといった認識が出てきた点があります。これは虐待なのか愛情からなのかなど判断しづらいところもありますが、ちょっとしたことで一度相談をしておこう、愛情とは切り離して

	一旦通報しようと、研修を通して身についた部分も多いと感じます。
村山会長	通し番号74番や75番などにありますが、社会福祉協議会は困りごとに対する認識が強いように思います。身近なところにすぐに相談できる人がいて、民生委員・児童委員、小地域福祉会や自治会の中で活動している方、見守りしている方々の視点を広げていくことが重要であると感じています。 今後取り組みを検討していく重層的支援体制整備事業とも関係するところだとは思いますが。重層的支援体制整備事業は、日々の相談ケースの中からより重大な課題に対し、多機関協働事業で解決するという部分が強調されがちなので、社会福祉協議会が課題に挙げているような、地域に近いところでいろいろな課題を受け止める体制というのが、何よりも求められていると感じました。 ここまで多くのご意見や助言がありました。課題をしっかりと捉えた上で取組まれているという印象を持ちましたので、市も社会福祉協議会も引き続き頑張っていたいただければと思います。 それでは次の議題に進みます。第4期地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画の策定方針についてです。こちらも事前に送付されていたので、ご覧いただいている前提で進めます。事務局から追加説明はありますか。
事務局 (山崎)	補足説明として、令和8年度に第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画を策定します。現在の計画では、自殺対策計画は別計画でしたが、次期計画では自殺対策計画を包含するとともに、重層的支援体制整備事業の実施計画についても内容の検討を進めていきたいと考えています。 また、第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画では、子ども子育て支援事業計画が地域福祉計画の下位計画にありましたが、令和7年3月にこども計画が策定されましたので、次期計画にはこども計画が関係することを補足します。
村山会長	来年度策定について、大きいところとしては自殺対策計画というのが含まれます。自殺対策計画の策定についても全ての自治体に義務づけられています。重層的支援体制整備事業の実施計画も含むとありますが、来年度から何か進める方向で決まっていますか。
事務局 (山崎)	現段階ではまだ検討しているところです。
村山会長	重層的支援体制整備事業とは、高齢、児童、障がい、困窮などで個別の制度では対応の難しいケースを解決するための分野横断の仕組みとなります。地域づくりとも連携して、孤立している人の居場所を地域でつくることや、地域に埋もれているケースを掘り起こして支援につなげるといった機能も含んでいます。全ての分野が関わるような仕組みを作り上げていくものなので、各分野別計画の上位計画である地域福祉計画でそちらを検討するとなれば、来年度は本格的に議論することになるのではないかと思います。重層的支援体制整備事業をどのような形でつくっていくが次期計画の大きなテーマになるのではないのでしょうか。 意見や質問はよろしいですか。 《意義なし》 ではこの方針で進めていただければと思います。次に(3)策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 (山崎)	資料⑤今後の計画策定スケジュール(案)をご覧ください。令和8年度は計画策定年となりますので、審議会の開催を5回予定しています。ただ、皆様の任期が令和8年3月末までとなっておりますので、まずは委員委嘱依頼を行った後、日程調整及び開催通知をお送りさせていただくことになります。第1回目は令和8年5月頃を予定しております。第2回目以降の日程調整は、審議会内で行いたいと思っています。年度末少し慌ただしくなりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。
村山会長	今年度、第2回審議会はないとの認識でよいですか。
事務局 (山崎)	今年度の第2回審議会はありません。
村山会長	来年度は5月が第1回ですが、任期が今年度で切れるのでメンバーの変更があるということです。地域福祉計画は今年度調査を行い、実質2年かけて完成していくものでして、今年度からすでに作業に入っているような感じなので、可能であれば継続してもらえたほうがよいとのことですね。 意見や質問はよろしいですか。 《意義なし》 では、スケジュールについてはよろしいでしょうか。次に(4)市民意識調査について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (山崎)	資料⑥「地域福祉に関する市民アンケート調査」をご覧ください。 このアンケートは、令和2年に実施したアンケート調査を基にして、地域福祉計画・活動計画策定に関わる状況や、市民の意識を把握することを目的に作成しました。ひきこもりや成年後見制度の項目等、令和2年と比較できる項目は残し、新たに自殺対策に関する項目を加えています。また、本調査では、今の地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価も併せて行っていく必要がありますので、現計画によって地域福祉が充実したかどうかについても調査することになっています。 調査期間は令和7年11月頃から12月末頃までを予定しています。対象者は、20歳以上の2,000人を無作為に抽出する予定です。調査方法は、QRコード付きはがきを郵送することによりウェブ回答を推奨しますが、問い合わせ等により調査用紙を希望される方には郵送にて対応する予定です。 年度末にかけて集計・結果報告書を作成し、「第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画」に活かしていきたいと考えています。令和8年度第1回に結果報告できればと考えています。
村山会長	質問の言葉について、多くの人の目でチェックしたほうがいいでしょう。 細かいところですが、1ページ目問1(ク)について、愛着度の数値が100までと大きく回答が難しいので、1から10でいいのではないのでしょうか。 3ページ目問5について、問4が災害の話なので、問5が災害時に手助けできる時間的余裕がありますかと聞いているように引っ張られてしまいます。質問の順序を検討してください。 4ページ目問9の項目6について、当事者なのか支援者なのか、誰が受ける研修会なのかを明確にした方がよいと思います。 6ページ目問15の『民生委員法・児童福祉法』は『民生委員法』『児童福祉法』と別々にしたほうがいいのではないかと思います。また、指名とありますが委嘱ではないのでしょうか。厚生労働大臣が委嘱するので、文言を変えた方がよいと思っています。

	私からは以上で、項目自体はよかったと思います。最後の計画の取組みが進んでいるかどうかについて聞く項目は、なかなかチャレンジしていると感じました。
永田委員	2ページ目問2の項目16について、地域の交通問題という言葉にひっかかりました。具体的にどのような問題か括弧書きで例などがあればいいと思います。 4ページ目問9の設問について、文言が誤っているので修正をお願いします。 5ページ目問10項目3について、親の判断能力に不安がある世帯についても、具体的にどのような世帯か括弧書きで例などがあればいいと思います。
谷岡委員	5ページ目問10について、小学生中学生に特化した分で、ヤングケアラーの設問を入れてもいいと思います。
村山会長	何か気になる点を見つけましたら、10月17日金曜日までに事務局まで連絡をしてください。 それでは議題4も終わりましたので、(5)その他ですが、委員の方から何か審議したい事項はありますか。 《なし》 特になければ、事務局から連絡事項をお願いします。
事務局 (諸石)	玉来委員、谷岡委員におかれましては、後日議事録のご確認をお願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和7年度福津市福祉施策策定審議会を終了させていただきます。